

四国中央市公共施設等への再生可能エネルギー
導入可能性調査業務

仕 様 書

四国中央市

第1章 総 則

本業務は、四国中央市業務委託契約約款（公共工事に係るもの以外の業務）によるほか、この仕様書によらなければならない。

第1節 業務の目的

国は令和 3 年 6 月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、重点対策のひとつとして、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指している。

四国中央市（以下、「本市」という。）においても「四国中央市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」にて、国の方針に併せて再生可能エネルギーの導入に努めることとし、2025（令和 7）年3月に 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明したところである。

こうした状況を踏まえ、公共施設等への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、その導入可能性について調査・検討を行うことを目的とする。

なお、本業務は、環境省補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（2 号事業）」を活用して実施する。

第2節 業務の名称

四国中央市公共施設等への再生可能エネルギー導入可能性調査業務

第3節 業務の場所

愛媛県四国中央市内

第4節 業務の期間

契約締結日の翌日から、令和8年1月9日までとする。

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「四国中央市公共施設等への再生可能エネルギー導入可能性調査業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令等を遵守することとする。

第7節 業務管理

- (1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、業務の円滑な進捗及び品質の向上に努めるものとする。なお、各技術者は兼任できないものとする。
- (2) 各技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にある者とする。

第8節 資料の提供

本業務に必要な資料のうち市が所有するものは受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに市に返却することとする。また貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。

第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、市の承諾なしに業務内容及び成果物を、他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

第10節 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了時に本市の成果品検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

第12節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

業務報告書：2部

関連資料（本業務内で収集した資料、根拠資料等）：一式

上記データを格納した電子データ（CD-R 又は DVD-R）：一式

その他本市担当者が指示するもの

第2章 業 務 内 容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

第1節 考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

調査対象施設（60 施設）について、太陽光発電設備の導入に際し、考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等のための現地調査・聴取調査を含む）の調査を行い、情報を収集・整理すること。

- ① 建築用途、構造
- ② 屋根や外壁の形状・素材
- ③ 屋根、外壁、空きスペース等における太陽光発電設備設置可能面積
- ④ 施設の電力消費量
- ⑤ その他太陽光発電設備の導入検討に当たって必要となる情報

第2節 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

調査対象施設(60 施設)について、設置施設・場所・負荷・規模(二酸化炭素の削減量を含む)等の調査・検討を行い、導入可能性を検討するとともに、導入に関する優先順位を評価し、一覧表に整理すること。なお、整理に当たっては屋根改修、設備更新等の履歴、予定等について考慮すること。

- ① 太陽光発電設備導入施設及び導入場所の選定基準検討・明確化
- ② 法令確認の実施
- ③ 設置施設の構造的視点・建築的視点からの検討

第3節 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

第1節～第2節の机上検討を行ったうえで、調査対象施設を優先順位付けし、その中で導入効果が高く、今後優先的に検討を進めていくべき施設(以下、「優先導入施設」という。)を20施設選定し、現地調査を実施する。なお、抽出条件を明らかにすること。

- ① 太陽光発電設備導入施設・場所における発電量・日射量の調査・検討
- ② 太陽光発電設備の設置位置・接地手法・導入可能量の調査・検討

第4節 具体的な発電設備の導入計画の検討

第1節～第3節の調査結果を踏まえ、課題の整理及び解決策を検討し、具体的な発電設備の導入計画(事業スキーム、事業採算性、スケジュール等)を作成すること。

第5節 太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備に関する調査・分析

- ① 可能性評価及び導入手法の検討
 - ② 設備導入の費用対効果を検証し、その可否等を総合的に評価する
- ※ 工業用水及び農業用水に関する調査・分析は、必須項目とする。

第6節 調査報告書及びロードマップの作成

各種検討、調査結果を基に報告書として取りまとめを行う。また、再生可能エネルギー導入ロードマップを作成すること。

第3章 打合せ協議

本業務における打合せ協議は初回、中間2回、成果品納品時の4回を基本とし、必要に応じて適宜実施し、その都度、協議録を作成し市担当者へ提出すること。なお、中間打合せは、web による協議も可能とする。